

氏名(国籍)	ばく いん きょん (韓国) 朴 仁 京		
学位の種類	博 士 (国際政治経済学)		
学位記番号	博 乙 第 2233 号		
学位授与年月日	平成 18 年 9 月 30 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	日本の女性政策過程における女性団体 －その影響力と限界－		
主 査	筑波大学教授	Ph. D. (国際関係)	赤根谷 達 雄
副 査	筑波大学教授	博士 (法学)	波多野 澄 雄
副 査	筑波大学教授	博士 (法学)	辻 中 豊
副 査	筑波大学助教授	博士 (法学)	近 藤 康 史

論 文 の 内 容 の 要 旨

日本の女性運動は 1990 年代に入って社会的影響力を増大し、国政レベルにおいても存在感を増してきたようにみえるが、政策的影響力は争点によって異なり、女性団体は特定の政策争点に参加し影響力を発揮する傾向がある。

本論文は、こうした傾向を踏まえ、現代日本の女性政策に関して包括的な視野から検討を行い、多様な政策の分野間において女性団体の及ぼす影響力に相違が見られるか、もしあるとすれば、その違いをもたらす要因は何か、さらに日本はフェミニズム運動が弱体であるとの通説に対して、1990 年代以降女性政策が実質的に拡大しているのはなぜか、という問いを中心に女性政策の変化を規定した変数を抽出することを試みている。

第 1 章では、欧米および日本の女性政策や影響力の先行研究を検討し、女性政策や影響力の定義づけを行い、さらに女性（集団）、女性運動、女性団体の概念的相違を確認し、研究対象を、女性問題に関するイシューを扱う「狭義の女性運動」と、他の広範な運動を含む「運動における女性」を加えた「広義の女性運動」としての女性団体に定めている。

第 2 章では、分析の導入的部分として日本の女性運動・団体について比較的、通時的に考察している。比較的視点から見た場合、日本の女性運動は女性問題を提起する運動より他の社会運動の一部を担う運動が主流を占めた。女性運動は、1970 年代以降、ウーマン・リブ運動や国際女性年を契機に質的な変化を遂げたが、全国団体の本格的な出現は、1990 年代に入ってからであり、その頃からフェミニスト運動への支持も高まり、多様な女性問題を専門的に扱う団体も本格的に登場した。日本の女性運動は次第に制度化しつつあるといえる。

第 3 章及第 4 章では、女性政策過程における女性団体の政治的影響力が定量的かつ定性的に分析されている。即ち、第 3 章では、定量的な側面から、「団体の基礎構造に関する調査」(J-JIGS 調査)を用いて、また第 4 章では、主な 6 つの全国組織の女性団体を対象とした面接調査を用いて、女性団体の「主観的影響力」と「客観的影響力」を考察している。

影響力の「主観的尺度」としては、団体の自己評価に基づいた影響力と女性運動全般に対する評価（アク

ター評点) が用いられ、自己影響力の場合、J-JIGS 調査でも面接調査でも低くはない。他方、女性団体による女性団体全般に対する影響力評価(アクター評点)は、市民運動などと共に最下位層に属し自己影響力とは異なり日本政治における女性団体全般の影響力に関しては評価が低い。

女性団体の客観化された影響力は、J-JIGS 調査を用いて、1980年代の代表的な女性政策決定である男女雇用機会均等法の成立における女性団体の影響力を労働団体、経済団体と比較し、それ以降については、女性団体への面接調査に基づいて1990年代以降の重要な女性政策決定に対する団体の満足度を用いている。

J-JIGS 調査においては、男女雇用機会均等法が勤労婦人福祉法の改正と労働基準法の一部改正からなるため、満足度も複雑な様相を呈した。女性団体と労働団体は、参加の割には満足度が低いのにに対し、経済団体は中立の団体が多く、参加も低かったにもかかわらず満足度はかなり高い。こうした結果は、政策過程における参加が必ずしも政策内容に対する満足度と相関しないことを示している。

面接調査においては、2000年プランの策定、基本法の制定、基本計画の策定及びDV防止法の成立において満足度が高く、女性団体の政策への参加が最も多かった分野と重なる。

第5章では、政策過程の事例研究に先立ち、理論的枠組みを示している。影響力の定性的な考察の分析枠組みとして比較研究では社会運動論を用い、また、女性運動の議題設定能力を重視し、個々の事例研究の記述においては、「政策の窓」モデルを採用している。

第6章では、女性団体の影響力の定性的な側面を女性政策領域の内、3つの分野を代表する事例研究を通じて行った。具体的には、「政策の窓」モデルを用いて、90年代以降の代表的な女性政策である均等法改正、男女共同参画社会基本法成立、配偶者暴力防止法成立の事例分析を行った後、社会運動論に基づいて3つの事例を比較分析し、90年代以降女性政策が拡大しているのはなぜか、また、事例によって女性団体の影響力における差異が見られるのはなぜか、その原因を探ることを試みている。

1990年代以降、多様な女性政策分野を通して女性政策の変化を規定した変数を見ると、まず、女性運動側の要因としては、90年代に入って女性問題を専門に扱う団体が叢生する一方、他方では女性運動への世論の支持も高まり、女性運動が成長していることがある。政治的機会構造の側面では、自民党単独政権崩壊後の政治的提携の不安定、女性政策機構・女性議員に加え、首相や官房長官のように一つの政策領域に専念することのないエリート同盟者が存在したことが挙げられる。

「フレーミング」(思考の枠付け)では、90年代に入ってから女性問題が少子化と関連付けられるようになり、少子化への危機感の下、男女共同参画が社会的に受け入れられやすくなったことがある。また取り上げた事例間に女性団体の影響力に差異が見られる。女性団体の成功は争点領域によって異なり、ジェンダー平等の青写真を示す政策、女性に対する暴力に関する政策で影響力が強い。

このような違いをもたらす要因は、女性運動側の要因としては争点優先度、政治的機会構造では、反対勢力、政策下位システムの開放度、フレーミングでは女性運動の提示する価値観と受け手、主に与党自民党の支配的なイデオロギーとの一致度であると思われる。

著者は結論的に以下のように纏めている。

日本の女性運動は、90年代に入って、社会的影響力を増大し、国政レベルにおいても存在感を増してきた。女性運動の影響力は、基本法とDV法のように、反対勢力が弱く、政策下位システムが開放されていて、政治的機会構造が開かれている場合、あるいは政策の内容が与党自民党のイデオロギーに照らして受け入れられやすい場合に大きくなる。女性運動の間で優先順位の高いイシューである場合、女性運動の政策への影響力が高くなるという女性運動側の要因も認められるが、女性運動内部のイシューの優先度と社会全体のそれとは必ずしも一致しない。女性団体は女性運動内部で優先度の高い、比較的成立の容易なイシューに参加し、影響力を発揮する傾向がある。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、女性政策過程に対する女性団体の影響力という観点からの実証研究である。女性政策に関しては、世界的に見ても、これまで政策内容の分析が中心であり、また運動論的な観点の事例研究はあるが、用いられている素材は極めて限定的である場合が多い。

本研究は、大規模なサーベイ調査の二次的利用、インテンシブな面接調査、各種名簿などの統計分析、包括的な文献サーベイなどこれまでの研究にない徹底した実証分析を体系的に試みており、その女性集団の組織影響力という視角同様、ユニークであり、貴重な研究である。また、女性政策、女性団体という事例を通じて、政治学の最も重要な問いの一つである、誰がどのような場合に影響力を発揮するかという問いに答えようとしており、骨太な政治分析となっている。

他方で、分析に厳密をきそうとするためか叙述がやや平板であり、推論も大胆さに欠けるうらみがある。理論的にも女性運動と女性団体の関連性や権力・影響力の概念構成や集合行為としての理論的深化についての議論がやや弱く、内容として十分な実証的な素材を含むだけに、やや深みや広がりにかかる嫌いがある。

とはいうものの、日本で最初の女性団体の視角からの体系的な女性政策過程研究として、学術的貢献は大きいと評価できる。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。